

○登米市バス停留所広告要綱

令和2年12月17日

告示第217号

改正 令和3年6月9日告示第174号

令和3年11月11日告示第245号

令和4年3月30日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のバス停留所への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の申込資格)

第2条 広告の掲載の申込みは、事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(広告の期間)

第3条 広告の掲載期間は、掲載を開始する日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、広告の掲載期間中にバス停留所が廃止された場合は、掲載を開始する日から当該バス停留所が廃止されるまでの期間とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の色彩等)

第5条 広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡上のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (4) 運転者の注意力を散漫にさせるおそれのあるもの
- (5) 品位を損なうおそれのあるもの

2 広告には、当該広告が有料広告である旨の表示をするものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の掲載の募集は、広報及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告の規制業種又は事業者)

第7条 次の各号に掲げる業種又は事業を営む者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 前号の業種に類似する業種

- (3) 貸金業
- (4) ギャンブルに係る業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 市税を滞納している事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
（広告の申込み）

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「広告希望者」という。）は、登米市バス停留所広告申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の原案
- (2) 広告希望者の業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
（広告の基準）

第9条 次の各号に掲げる広告は、掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現
 - イ 根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 - ウ 射幸心を著しくあおる表現
 - エ 人材募集広告について、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - オ 虚偽の内容を表示するもの

- カ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
- キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの
- ク 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告の内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告の内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力及び犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(審査委員会)

第10条 市長は、広告の掲載の決定等、必要な事項を審査するため、登米市バス停留所広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長はまちづくり推進部長の職にある者を、副委員長はまちづくり推進部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、まちづくり推進課長、市民生活課長、産業総務課長及び建設総務課長の職にある者をもって充てる。

(会議等)

第11条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査すべき内容について、持ち回り又は書面により審査することができる。

(広告の決定等)

第12条 市長は、委員会の審査結果に基づき広告の掲載の可否を決定し、登米市バス停留所広告決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により広告希望者に通知するものとする。

- 2 広告希望者が募集枠数を超えるとき及び同一募集枠に複数の広告希望者があるときは、抽選によるものとする。

(広告の材質)

第13条 広告には、耐久性のある材質を用いるものとする。

(広告の費用負担)

第14条 広告の作製、掲載、撤去等に係る費用は、広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）の負担とする。

2 広告の掲載期間中に広告に破損等が生じたときは、広告主の責任において補修し、広告主がその費用を負担するものとする。

3 広告の掲載、撤去等によりバス停留所上屋に破損等が生じたときは、広告主の責任において原状回復し、広告主がその費用を負担するものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主は、広告の掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、登米市バス停留所広告変更申込書（様式第3号）を提出し、市長の審査を受け、その承諾を得なければならない。ただし、次に掲げる変更については、審査を省略することができる。

(1) 季節等による商品の変更

(2) 商品の価格変動等による変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が審査を要しないと判断したもの

2 市長は、前項の書類を受理し、変更の可否を決定したときは、登米市バス停留所広告変更承諾（不承諾）通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告の取消し)

第16条 広告の掲載の決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は当該決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を納入期限までに納入しない場合

(2) 広告の内容に虚偽の記載があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した場合

2 前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合、市長は広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。また、納付済みの掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告の内容に関連して苦情の申出、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、広告を掲載する権利を第三者に譲渡することができない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月17日から施行する。

附 則 (令和3年6月9日告示第174号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月9日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に掲載されている広告の掲載期間については、改正後の登米市バス停留所広告要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年11月11日告示第245号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

掲載位置	規格	掲載料
バス停留所上屋内側	A1版(縦841mm×横594mm)以内	1か所当たり月額5,000円

様式第1号（第8条関係）

登米市バス停留所広告申込書

年 月 日

（あて先）登米市長

（申込者）所在地

名称

代表者名

電話

F A X

登米市バス停留所広告要綱第8条の規定により、下記のとおり広告の掲載について申し込みます。なお、事業者の審査に当たり、申込要件を確認するため、市が必要な資料等を関係機関に照会することに同意します。

記

バス停留所上屋広告掲載希望場所	(掲載を希望する場所が複数ある場合は、全て記載してください。)
希望掲載期間	年 月 日 から 年 月 日まで (月)
掲載原稿	別添のとおり
設置方法	
連絡先	電 話 F A X 担当者名
備考	

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市バス停留所広告決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 掲載を可とする。
 掲載を否とする。
(理由)
- 2 掲載期間 年 月 日 から か月
- 3 掲載原稿 別紙のとおり
- 4 掲載料 円
- 5 掲載条件
登米市バス停留所広告要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第15条関係）

登米市バス停留所広告変更申込書

年 月 日

（あて先）登米市長

（申込者）所在地

名称

代表者名

電話

F A X

登米市バス停留所広告要綱第15条の規定により、下記のとおり広告の内容の変更について申し込みます。

記

バス停留所上屋広告変更希望場所		(変更を希望する場所が複数ある場合は、全て記載してください。)	
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
備 考			

様式第4号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市バス停留所広告変更承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容
- 変更を承諾する。
 - 変更を承諾しない。
(理由)

2 条件

登米市バス停留所広告要綱の規定に従うこと。